

雇用調整助成金の特例が始まりました

前回発行の SUBARU TIMES No.143 号で「検討中」とお伝えしていた雇用調整助成金の特例が、8月20日付で正式に決まりました。

地震で事業を縮小した会社にとって、資金面での支えになる制度です。
今回はこの制度に絞って、少し詳しくご紹介します。

そもそも雇用調整助成金とは

経済上の理由で事業を縮小せざるを得なくなった会社が、従業員を解雇せずに休ませ、休業手当（平均賃金の60%以上）を支払った場合などに、その一部を国が助成してくれる制度です。
中小企業の場合、通常は休業手当の3分の2程度が助成される仕組みになっています。
会社がいったん立て替えて支払い、後から申請して助成を受ける、という流れになります。

今回の特例で対象になる会社

地震が原因で事業活動を縮小した会社が対象です。
ここでのポイントは、建物そのものに被害がなくても対象になり得るという点です。
たとえば、次のような場合が該当します。

売上減少

→ 地震による客離れや風評被害で、販売や集客が落ち込んだ。

取引先被災

→ 仕入先や取引先が被災し、原材料や商品の仕入れ・取引が難しくなった。

交通寸断

→ 道路等の寸断で、輸送や従業員の通勤に支障が出た。

インフラ停止

→ 電気・水道・ガス・通信が止まり、生産や営業に支障が出た。

修理待ち

→ 壊れた設備の修理業者の手配や部品調達に時間がかかっている。



特例で緩和される内容

通常のルールと比べると、次のように緩和されています。

緩和される点	内容
生産指標の確認期間	通常は3か月分の実績で比較しますが、直近1か月だけで判定できるようになりました（前年同期と比べ10%以上の減少が対象）。
雇用増加要件	通常は直近3か月で雇用が増えていると対象外ですが、その要件がなくなりました。
設立間もない会社	設立1年未満で比較実績がない会社も、対象に含まれるようになりました（地震発生前のいずれか1ヶ月の数値と比較）。
休業計画届	通常は休業前の届出が必要ですが、休業を始めた後の提出でも認められます（令和8年10月27日までに提出が必要）。
残業相殺ルール （熊本県内限定）	通常は休業日数から残業時間分が差し引かれますが、その調整がなくなりました。
教育訓練の実施率 （熊本県内限定）	通常求められる訓練実施の要件が、熊本県内の事業所については撤廃されました。

対象となるのは、発災日（令和8年7月28日）から令和9年1月27日までの間に開始した休業等です。

申請をお考えの方へ

休業計画・休業日ごとの実績・支払った休業手当の記録は、日々つけておいてください。

「うちの場合は対象になる?」「どのくらい助成が受けられそう?」などのご質問は、弊所担当者へお気軽にご相談ください。

No.145 令和8年9月7日発行 【担当】熊本オフィス：水田 史織



税理士法人 昂

【熊本オフィス】

〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL 096-342-6307 FAX 096-342-6308

【筑紫野オフィス】

〒818-0023 福岡県筑紫野市大字若江509-2階
TEL 092-555-9205 FAX 092-555-9206